

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第26条 契約期間が3月以上ある有期雇用教職員 (医員、<del>医員(研修医)</del>、法科大学院特別教授・ 准教授及び専門職大学院特別教授・准教授を除く。)には、給与規程第17条に定める教職員の例に準じて住居手当を支給することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第26条 契約期間が3月以上ある有期雇用教職員 (医員、法科大学院特別教授・准教授及び専門職 大学院特別教授・准教授を除く。)には、給与規程第17条に定める教職員の例に準じて住居手当を支給することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p>